

補助者届出に関する手続一覧表

平成29年5月

	提出書類等	備考
使用	<input type="checkbox"/> 補助者使用届（様式第1）1通 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2）1通 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第3）1通 <input type="checkbox"/> 住民票の写し 1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー) 1枚	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内 ・縦3cm×横2.5cm ・撮影日より3か月以内 ・裏面に氏名を記入
更新	<input type="checkbox"/> 補助者証更新申請書（様式第10）1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・縦3cm×横2.5cm ・撮影日より3か月以内 ・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
	◆補助者証の有効期間及び更新申請 愛知県行政書士会補助者に関する規則（規則第29号）より抜粋 第8条 補助者証の有効期間は、補助者証発行日から5年間とする。 2 会員は、有効期間満了日までに、補助者証の更新申請を行わなければならない。受付開始は、有効期間満了の4か月前からとする。	
変更	<input type="checkbox"/> 補助者記載事項変更届（様式第5）1通	
	① 住所を変更した場合（無償） <input type="checkbox"/> 住民票の写し 1通	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
	② 氏名を変更した場合 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・原本 ・書類完備の状態で3か月以内 ・縦3cm×横2.5cm ・撮影日より3か月以内 ・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
③ 補助者証の会員に関わる記載事項を変更したとき （事務所所在地変更、会員の氏名変更等） <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・縦3cm×横2.5cm ・撮影日より3か月以内 ・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換	
再交付 <紛失・破損>	<input type="checkbox"/> 補助者証再交付願（様式第6）1通 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第7）1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー) 1枚	破損の場合は破損した補助者証を添付 ・縦3cm×横2.5cm ・撮影日より3か月以内 ・裏面に氏名を記入
廃止 (無償)	<input type="checkbox"/> 補助者使用廃止届（様式第8）1通 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	

- ・手数料は補助者証1枚につき2,000円です。
- ・補助者証は完成後、事務所宛てに送付します。その際に払込用紙を同封します。
- ・補助者証の作成に1か月から1か月半程度かかります。